



## 日常生活自立支援事業の紹介



### どんな人が利用できるの？



**A** 認知症や知的・精神障がいなどの症状があるために、自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安な方（認知症の診断や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無に関わりません）が対象となります。



福祉サービスを利用したいがどうすればいいかわからない方



計画的にお金を使いたいけど、いつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて、預金通帳などをちゃんとしましたか、いつも心配な方



### どんなことをしてもらえるの？



#### ◎福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、契約の代行、苦情解決のための手続きなど

#### ◎毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

預貯金の払戻し、福祉サービスの利用料金の支払い代行、年金や福祉手当の受け取りの手続き、公共料金の支払い手続き、日用品の購入代金の支払い手続きなど

#### ◎大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

大切な証書や保管を希望される通帳や印鑑などを預かります。  
(保管できるものの例：年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、印鑑など)



### 利用料金はかかるの？



相談は無料、サービスは有料です。

専門の相談員が、本人などの希望を踏まえ、支援計画を作成します。その後で契約を結んでサービスを提供します。サービスを利用すると、30分ごとに500円、書類等を預かる場合は1ヵ月で500円が必要です。

問い合わせ

東濃地区福祉サービス利用支援センター 電話 (23) 6332 &lt;担当&gt;高木



### 赤い羽根共同募金の配分を受けて機器の整備をしました。

日常生活自立支援事業による支援が必要な方にサービスを届けることができるよう、PR活動に必要なパソコンとプロジェクター（映写機）を購入しました。各地で開催する研修会で、事業の紹介などに役立てさせていただきます。



整備したパソコン（右）とプロジェクター

